

中小企業者等の教育訓練費の額に係る
法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名		
教育訓練費の額		比較教育訓練費の額の計算					
比較教育訓練費の額 (15)		事業年度又は 連結事業年度		教育訓練費の額		当該事業年度の月数 (10)の事業年度の月数又は 連結事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (11) × (12)
		10		11		12	13
教育訓練費増加割合 $\frac{(1)-(2)}{(2)}$		前二年以内開始事業年度又は前二年以内開始連結事業年度		円		円	
教育に係る 税額控除の 割合	(3) ≥ 40%の場合	0.2		円		円	
	(3) < 40%の場合 ((3) × 0.5) (小数点以下3位未満切捨て)			円		円	
教育訓練費の額の支出基準額 ((1) × (4)) 又は ((1) × (5))		円		円		円	
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」 又は別表一(三)「2」)		円		円		円	
当期税額基準額 $(7) \times \frac{10}{100}$		円		円		円	
法人税額の特別控除額 ((6) と (8) のうち少ない金額)		円		円		円	

【御注意】

○ 資本又は出資の金額が一億円以下の法人でその発行済株式の総数又は出資金額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

別表六(二十四)

平十七・四・一以後終了事業年度分

別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者等が措置法第42条の12第2項（中小企業者等の教育訓練費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「教育訓練費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額を記載します。
 なお、教育訓練費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「教育訓練費の額の支出基準額（ $((1) \times (4))$ 又は $((1) \times (5))$ ）6」には、「5」欄の記載がない場合には「 $(1) \times (4)$ 」の金額を記載し、「5」欄の記載がある場合には「 $(1) \times (5)$ 」の金額を記載します。
- 4 「前二年以内開始事業年度又は前二年以内開始連結事業年度」には、適用年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度又は連結事業年度を記載します。
- 5 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{(10) \text{の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}} \times 12$ 」の分子には、当期の月数を、分母には、「10」の事業年度又は連結事業年

度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。

- 6 「比較教育訓練費の額 $(14) \div$ （事業年度又は連結事業年度の数）15」には、「14」欄の金額を適用年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度又は連結事業年度の数で除して計算した金額を記載します。
- 7 この明細書には、適用年度における教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額のそれぞれについて、措置法規則第20条の5の3第4項各号（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に係る記載事項）に掲げる次のような事項を記載した書類の添付が必要とされますので御注意ください。
 - (1) 教育訓練等の実施年月日又は実施期間
 - (2) 教育訓練等の内容
 - (3) 教育訓練等に参加した使用人の氏名
 - (4) その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名等及び住所等
 - (5) その他参考となるべき事項

中 小 企 業 者 の 判 定								
発行済株式の総数又は出資金額	a			大規模法人の明保有する	順位	大規模法人名	株式数又は出資金額	
常時使用する従業員の数	b		人		1	g		
大規模法人の保有株式	第1順位の株式数又は出資金額(g)	c					h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%				i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金額(k)	e					j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%		計 (g)+(h)+(i)+(j)	k		
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本又は出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。</p>								